

平成16年6月24日
農林水産省消費・安全局

第6回コイヘルペスウイルス病に関する技術検討会の概要について

1. 日時 平成16年6月24日(木) 14:00~16:00

2. 場所 水産庁中央会議室

3. 概要

(1) 現状報告について

農林水産省から、最近のコイヘルペスウイルス(KHV)病の発生状況(本年3月16日以降6月20日現在30都府県(昨年11月からの通算では33都府県)で確認)と、それぞれとられている処分、持ち出し禁止等のまん延防止措置について報告を行った。

(2) まん延防止措置について

昨年、我が国では初めてKHV病が確認され、今春以降、水温上昇に伴うKHVの活発化によりKHV感染コイが相当広範囲に確認されているが、我が国のコイ漁業・養殖業等への影響を最小限にするため、今後ともKHV病を可能な限り封じ込めることが必要であり、引き続き綿密な監視体制を維持するとともに、養殖場については持続的養殖生産確保法に基づく感染コイの処分等のまん延防止措置が有効に働いているので、今後ともKHV病が確認された養殖場について確実なまん延防止措置をとること、KHV病が確認された天然水域においては、養殖場とは異なり感染コイをすべて除去することは不可能であることから、漁業法に基づく委員会指示を活用するなどにより、他水域へのコイの持ち出し禁止等のまん延防止措置を徹底することが重要であるとされた。

特に、連続していない水域へのKHV病感染拡大の主たる原因は感染コイの人為的な移動によるものと考えられ、今春以降は多くの川や湖、公園の池などからKHV感染コイが見つかっているが、この感染拡大には、一般の釣り人やコイ飼育者が、感染に気づかないまま感染コイを他の水域に持ち出し、放流することが大きな要因として考えられるので、一般の釣り人やコイ飼育者などへの啓発の強化が重要であるとされた。

(3) 感染経路の究明及び今後の試験・研究について

青木座長から東京海洋大学で取り組んでいるKHVのDNA塩基配列の分析状況について説明があり、(独)水産総合研究センター養殖研究所からKHV病の診断・防除技術についての開発研究の内容及び都道府県水産研究機関等をメンバーとするKHV病に関する研究会を発足させたことについて説明があった。

(4) その他

次回は、必要に応じて開催することとされた。

連絡先

農林水産省消費・安全局衛生管理課

魚類安全室長 木實谷 浩史

課長補佐 田口 博人

電話：03-3502-8111(内線3180、3181)

直通：03-3502-8098

コイヘルペスウイルス病に関する技術検討会委員名簿

	No.	氏名	現職
座長	1	青木 宙	東京海洋大学大学院海洋科学研究科教授
副座長	2	飯田 貴次	独立行政法人水産総合研究センター 養殖研究所 病害防除部長
	3	川前 政幸	茨城県内水面試験場長
	4	田中 深貴男	埼玉県農林総合研究センター水産支所主任研究員
副座長	5	畑井 喜司雄	日本獣医畜産大学教授
	6	福田 穎穂	東京海洋大学海洋科学部海洋生物資源学科教授
	7	本西 晃	長野県水産試験場諏訪支場長
	8	山田 和雄	新潟県内水面試験場 病理環境部長
	9	山本 章造	岡山県水産試験場長
	10	弓削 義正	千葉県内水面水産研究センター長

参考委員

No.	氏名	現職
1	佐藤 稔	全国内水面漁業協同組合連合会顧問 全国養鯉振興協議会専務理事
2	吉田 俊一	全日本錦鯉振興会副理事長

第6回コイヘルペスウイルス病に関する技術検討会
議事次第

日時：平成16年6月24日
14:00～16:00
場所：水産庁中央会議室

1．開会

2．議事

(1) 現状報告について

(2) まん延防止措置について

(3) 感染経路の究明及び今後の試験・研究について

(4) その他

KHV感染コイの発見状況総括表(昨年～本年6月20日)

単位:件

	養殖場等						天然水域等						合計	(参考) 発見都府 県数
	養殖場	普養場	釣り堀	公園	個人池	小計	河川	湖沼	ため池	水路	小計	その他		
昨年～本年3月15日	13	11	26	3	13	66	26	2	1	0	29	2	97	23
3月16日～6月20日	9	1	11	37	37	95	113	10	19	44	186	0	281	30
合計	22	12	37	40	50	161	139	12	20	44	215	2	378	33

注1. 公園には、便宜上、学校・浄水場等公共的施設の池を含めた。

注2. 個人池には、便宜上、法人・寺等の池を含めた。

注3. ため池には、便宜上、堀・池等と呼ばれているものを含めた。

注4. 水路には、便宜上、〇〇用水等と呼ばれているものを含めた。

注5. 溝、芝生に放置されていたものをその他とした。

(参考)

感染コイ発見コイ養殖経営体数(A)	79	全国コイ養殖経営体数(B)	1,587	(A)/(B)	5.0%
感染コイ発見1・2級河川水系数(C)	42	全国1・2級河川水系数(D)	2,831	(C)/(D)	1.5%

注1. 感染コイ発見コイ養殖経営体数は、上記の表の養殖場22件に係るもの

注2. 全国コイ養殖経営体数は、平成10年漁業センサスによるコイ養殖を主とする経営体数(食用コイ396、錦鯉1,191)

注3. 感染コイ発見1・2級河川水系数は、上記の表の河川139件及び湖沼12件が属する水系のうち、1・2級水系の数

注4. 全国1・2級河川水系数は、平成13年4月現在

KHV病感染コイの発見状況及びまん延防止措置状況（養殖場等）

（資料1）

平成16年6月20日までに得られた情報

都道府県名	発見場所		発見時期（死亡がない場合は、確認された時期）	死亡数量	主な措置状況	感染経路等
	区分地域	養殖場等				
青森県	十三湖・岩木川水系区域	養殖場 1)	H15.10	1.2 t	移動自粛	霞ヶ浦からコイを移入
	奥入瀬川水系区域	個人池 2)	H15.11	若干	全量処分	1)の養殖場からコイを移入
山形県	置賜区域	蓄養場	H16.6	200kg	全量処分（命令済）	
	置賜区域	釣り堀	H16.6	若干	全量処分（命令済）	
福島県	霊山町区域	釣り堀	H16.6	若干	全量処分（命令済）	15年10月に茨城産コイを移入
茨城県	霞ヶ浦・北浦	養殖場（58経営体）	H15.10	1,190 t（業者聞取り数量）	全量処分	
	玉造町区域	養殖場（陸上池）	H16.5	若干	全量処分	
栃木県	栃木・両毛ブロック	釣り堀	H15.9	1 t 以上	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	栃木・両毛ブロック	公園の池	H15.11	若干	全量処分	一般人による感染コイ放流の可能性
	芳賀ブロック	公園の池	H16.5	若干	移動自粛	15年10月まで霞ヶ浦産コイの移入あり
	栃木・両毛ブロック	公園の池	H16.5	若干	全量処分	近年、管理者による放流なし
	日光・塩谷ブロック	釣り堀	H16.5	若干	全量処分	
	県央ブロック	中学校内の池	H16.6	若干	全量処分（予定）	最近、学校による放流なし
	栃木・両毛ブロック	寺の堀	H16.6	若干	移動自粛	最近、管理者による放流なし
群馬県	西部ブロック	公園の池	H16.5	若干	全量処分	一般人による感染コイ放流の可能性
	東部ブロック	公園の池	H16.5	若干	全量処分	一般人による感染コイ放流の可能性
	東部ブロック	公園の池	H16.5	若干	全量処分	一般人による感染コイ放流の可能性
	西部ブロック	養殖場（1経営体）	H16.5	若干	全量処分	15年7月に霞ヶ浦産コイの取扱いあり
	西部ブロック		H16.5	若干	全量処分予定（命令済）	
	中部ブロック		H16.5	若干	全量処分	
	東部ブロック	農園内の池	H16.5	若干	全量処分	一般人による感染コイ放流の可能性
	東部ブロック	釣り堀	H16.5	若干	移動禁止（命令済）	15年8月まで霞ヶ浦産コイ放流あり
	中部ブロック	公園の池	H16.5	若干	全量処分	一般人による感染コイ放流の可能性
埼玉県	上尾市区域	釣り堀	H15.9	1.6 t 以上	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	庄和町区域	釣り堀	H15.11	数十kg	移動自粛	霞ヶ浦からコイを移入
	上福岡市区域	蓄養場	H15.11	なし	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	本庄市区域	公園の池	H15.11	若干	全量処分	一般人による感染コイ放流の可能性
	行田市区域	法人池	H16.5	若干	全量処分	一般人による感染コイ放流の可能性
	川越市区域	寺の池	H16.5	若干	全量処分	一般人による感染コイ放流の可能性
	本庄市区域	市役所の池	H16.5	若干	全量処分	一般人による感染コイ放流の可能性
	草加市区域	個人池	H16.5	若干	移動自粛	発生河川水系から釣った魚の放流あり
千葉県	利根川区域	釣り堀	H15.11	200kg	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	利根川区域	釣り堀	H15.11	350kg	全量処分（命令済）	霞ヶ浦からコイを移入
	利根川区域	釣り堀	H15.12	100kg	全量処分（命令済）	霞ヶ浦からコイを移入（10月頃）
	利根川区域	釣り堀	H16.5	100尾	全量処分	15年9・10月に茨城県産コイの移入あり
	利根川区域	個人池	H16.6	100尾	全量処分（予定）	
	利根川区域	公園の池	H16.6	若干	移動自粛	
	区部（23区）	釣り堀	H15.9	50匹以上	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	区部（23区）	釣り堀	H15.9	若干	移動自粛	霞ヶ浦からコイを移入
	区部（23区）	釣り堀	H15.10	若干	移動自粛	霞ヶ浦からコイを移入
	区部（23区）	釣り堀	H15.12	なし	移動自粛	霞ヶ浦からコイを移入(10月頃)
	区部（23区）	釣り堀	H15.12	なし	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入

都道府県名	発見場所		発見時期（死亡がない場合は、確認された時期）	死亡数量	主な措置状況	感染経路等
	区分地域	養殖場等				
東京都	市部（市町村）	釣り堀	H15.12	なし	移動自粛	霞ヶ浦からコイを移入
	区部（23区）	公園の池	H16.5	若干	移動自粛	一般人による感染コイ放流の可能性
	区部（23区）	公園の池	H16.5	若干	移動自粛	
	区部（23区）	釣り堀	H16.5	若干	移動自粛	
	区部（23区）	公園の池	H16.5	若干	移動自粛	
	市部（市町村）	釣り堀	H16.5	若干	移動自粛	
	市部（市町村）	釣り堀	H16.5	若干	移動自粛	霞ヶ浦産コイを導入した業者から購入
	市部（市町村）	公園の池	H16.5	若干	移動自粛	
	区部（23区）	公園の池	H16.5	若干	移動自粛	
	市部（市町村）	釣り堀	H16.5	約100尾	移動自粛	16年4月、KHV発生業者からコイ移入
	区部（23区）	公園の池	H16.5	若干	移動自粛	
	市部（市町村）	公園の池	H16.5	若干	移動自粛	
区部（23区）	公園の池	H16.6	若干	確認中		
神奈川県	大和市区域	釣り堀	H15.12	なし	全量処分	
	大和市区域	養殖場	H16.5	若干	全量処分	
	横浜市内区域	児童遊園地の池	H16.6	7尾	移動自粛	
	海老名市区域	釣り堀	H16.6	若干	移動自粛	
新潟県	上越区域	釣り堀	H15.9	若干	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	下越区域	養殖場	H15.11	なし	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
山梨県	東八代郡区域	釣り堀	H15.10	2.2 t (3,300尾)	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	南都留郡区域	釣り堀	H15.11	なし	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	甲府市区域	寺の池	H16.6	若干	移動自粛	一般人による感染コイ放流の可能性
	市川大門町区域	公園の池	H16.6	若干	移動自粛	一般人による感染コイ放流の可能性
	東山梨郡区域	個人池	H16.6	若干	移動自粛	
長野県	天竜川水系区域	個人池	H16.6	若干	全量処分	
	天竜川水系区域	個人池	H16.6	若干	全量処分	
	天竜川水系区域	個人池	H16.6	若干	全量処分	
岐阜県	西濃地区区域	釣り堀	H15.10	若干	移動自粛	霞ヶ浦からコイを移入
	中濃地区区域	養殖場	H15.11	なし	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	西濃地区区域	釣り堀	H15.11	若干	移動自粛	霞ヶ浦からコイを移入
	岐阜地区区域	釣り堀	H15.11	若干	移動自粛	霞ヶ浦からコイを移入
	東濃地区区域	釣り堀	H15.11	なし	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	飛騨地区区域	蓄養場	H15.11	なし	移動自粛	霞ヶ浦からコイを移入
	東濃地区区域	蓄養場	H15.11	なし	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	西濃地区区域	個人池	H15.11	若干	移動自粛	
	岐阜地区区域	養殖場	H15.12	なし	移動自粛	
	東濃地区区域	蓄養場	H15.12	なし	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	岐阜地区区域	個人池	H15.12	若干	全量処分	
	西濃地区区域	公園の池	H16.6	7尾	移動自粛	
	中濃地区区域	公園の池	H16.6	若干	移動自粛	一般人による感染コイ放流の可能性
	東濃地区区域	公園の池	H16.6	若干	移動自粛	一般人による感染コイ放流の可能性
静岡県	富士地区区域	釣り堀	H15.10	85kg	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	西遠中遠区域	釣り堀	H15.11	308kg	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
愛知県	県西部	釣り堀	H15.10	若干	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	県西部	釣り堀	H15.10	若干	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入

都道府県名	発見場所		発見時期（死亡がない場合は、確認された時期）	死亡数量	主な措置状況	感染経路等
	区分地域	養殖場等				
	県西部	釣り堀	H16.5	若干	全量処分	
三重県	津地方県民局管内区域	釣り堀	H15.10	若干	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	津地方県民局管内区域	公園の池	H16.5	若干	全量処分	
	津地方県民局管内区域	個人池	H16.6	若干	全量処分	
滋賀県	近江南東区域	蓄養場	H15.11	なし	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	近江南部区域	蓄養場	H15.11	なし	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	近江東部区域	蓄養場	H15.11	なし	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	近江西部区域	蓄養場	H15.11	なし	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	近江南部区域	蓄養場	H15.11	なし	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	近江西部区域	蓄養場	H15.11	なし	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	近江南部区域	個人池	H15.11	若干	全量処分	
	近江南東部区域	公園の池	H16.1	若干	全量処分	一般人による感染コイ放流の可能性
	近江南部区域	民間施設内の池	H16.5	若干	全量処分（命令済）	瀬田川から取水
京都府	京都市区域	養殖場 3)	H15.11	なし	全量処分	
	美山町区域	個人池	H15.11	若干	全量処分	3)の養殖場由来のコイ
	美山町区域	養殖場	H15.11	なし	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	京都市区域	寺の堀	H15.12	若干	全量処分	一般人による感染コイ放流の可能性
	美山町区域	個人池	H16.4	若干	全量処分	3)の養殖場由来のコイ
	京都市区域	寺の池 4)	H16.5	若干	全量処分(予定)	一般人による感染コイ放流の可能性
	京都市区域	養殖場	H16.5	若干	全量処分(予定)	4)の下流側隣接
	京都市区域	小学校の飼育池	H16.5	若干	全量処分	16年4月に桂川で釣ったコイの移入あり
	京都市区域	法人池	H16.6	若干	全量処分	琵琶湖疏水を利用
	京都市区域	法人池	H16.6	若干	全量処分	琵琶湖疏水を利用
	京都市区域	法人池	H16.6	若干	全量処分	琵琶湖疏水を利用
	京都市区域	法人池	H16.6	若干	全量処分	琵琶湖疏水を利用
	京都市区域	法人池	H16.6	若干	全量処分（予定）	
	京都市区域	寺の池	H16.6	若干	全量処分（予定）	琵琶湖疏水を利用
	京都市区域	動物園の池	H16.6	若干	全量処分	琵琶湖疏水を利用
	京都市区域	法人池	H16.6	若干	全量処分	琵琶湖疏水を利用
大阪府	大阪中部区域	下水処理場内の池	H16.4	若干	全量処分	一般人による感染コイ放流の可能性
	大阪南部区域	公園の池	H16.5	若干	移動自粛	一般人による感染コイ放流の可能性
兵庫県	加古川水系区域	庭園の池	H16.5	若干	移動自粛	一般人による感染コイ放流の可能性
	加古川水系区域	個人池	H16.5	若干	移動自粛	
奈良県	大和川水系区域	養殖場	H15.11	約300kg	全量処分	
	大和川水系区域	養殖場	H16.4	約600尾	全量処分	
	大和川水系区域	公園の池	H16.5	338尾	全量処分	
和歌山県	紀ノ川水系区域	浄水場内の池	H16.6	若干	死亡魚の処分	
鳥取県	鳥取県東部区域	個人池 5)	H15.11	若干	全量処分	3)の養殖場の感染コイ移入の可能性
	鳥取県東部区域	個人池 6)	H15.11	若干	全量処分	5)の個人池の約300m上流に位置
	鳥取県東部区域	個人池 7)	H15.12	若干	全量処分	6)の個人池の約10m下流に位置
	鳥取県東部区域	個人池	H15.12	若干	全量処分	7)の個人池の上流隣
	鳥取県西部区域	個人池 8)	H16.5	若干	全量処分	
	鳥取県西部区域	個人池	H16.6	若干	全量処分	8)の個人池の約2.5km下流に位置
	鳥取県西部区域	個人池	H16.6	若干	全量処分	8)の個人池の約100m下流に位置
岡山県	児島湖水系区域	養殖場	H15.8	約1,500尾	全量処分	児島湖流入河川より取水
	高梁川南部区域	浄水場内の池	H16.4	若干	全量処分	高梁川から取水

都道府県名	発見場所		発見時期（死亡がない場合は、確認された時期）	死亡数量	主な措置状況	感染経路等
	区分地域	養殖場等				
福岡県	久留米市区域	養殖場	H15.11	若干	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	大川市区域	養殖場	H15.11	若干	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	田主丸町区域	飼育池	H16.6	若干	死亡魚の処分	
	瀬高町区域	個人池	H16.6	若干	全量処分	
	浮羽町区域	養殖場（3経営体）	H16.6	確認中	移動自粛	
佐賀県	佐賀地区区域	公園の池	H16.5	約20尾	全量処分	
	鳥栖地区区域	個人池	H16.5	若干	全量処分	
大分県	湯布院区域	個人池	H15.11	若干	全量処分	一般人による感染コイ放流の可能性等
	湯布院区域	個人池	H16.4	約20尾	全量処分	
	日田・玖珠区域	養殖場	H16.4	なし	全量処分	15年9・10月に茨城県からの仕入れあり
	湯布院区域	個人池	H16.5	若干	全量処分	水路で弱っていたコイを移入
	湯布院区域	個人池	H16.6	若干	全量処分	大野川から取水
	湯布院区域	個人池	H16.6	若干	全量処分	大野川から取水
	湯布院区域	個人池	H16.6	若干	全量処分	大野川から取水
宮崎県	西都市区域	養殖場 9)	H15.10	7.0 t	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	国富町区域	養殖場	H15.11	若干	全量処分	9)の養殖場から感染コイを移入
	小林市区域	蓄養場	H15.11	若干	全量処分	9)の養殖場から感染コイを移入
	西都市区域	個人池	H15.12	なし	全量処分	一つ瀬川から感染コイ移入の可能性
	小林市区域	個人池	H16.3	なし	全量処分	
	宮崎市区域	市の施設内の池	H16.5	若干	全量処分	大淀川から採取したコイを移入
	宮崎市区域	市の施設内の池	H16.5	若干	全量処分	大淀川から取水
	小林市区域	個人池	H16.5	若干	全量処分	
	国富町区域	神社の池 10)	H16.5	若干	全量処分	大淀川から採取したコイを移入
	国富町区域	個人池	H16.5	若干	全量処分	10)の池の排水流入
	国富町区域	個人池	H16.5	若干	全量処分	10)の池の排水流入
鹿児島県	始良・伊佐区域	釣り堀	H15.11	若干	全量処分	9)の養殖場から感染コイを移入
	南薩区域	個人池	H15.12	若干	移動自粛	万之瀬川から感染コイ移入の可能性
	南薩区域	個人池	H16.5	若干	全量処分	万之瀬川から取水

注：塗りつぶしは平成16年3月16日以降の確認分

KHV病感染コイの発見状況及びまん延防止措置状況（天然水域等）

平成16年6月20日までに得られた情報

都道府県名	発見場所			発見時期 (死亡がない場合は、 確認された)	措置状況	死亡数量、感染経路等 (死亡数量は6月中旬現在)
	区分地域	水系	河川等			
青森県	奥入瀬川水系区域	-	農業用ため池	H15.12	全量処分	死亡なし、2)の個人池から感染コイを放流
宮城県	阿武隈川水系区域	-	仙石ため池	H16.6	委員会指示でコイの持ち出し、移植禁止	53尾(6/7~6/15)
山形県	置賜地域	-	農業用水路	H16.6	委員会指示でコイの持ち出し、放流の禁止	298尾(6/4~6/14) 流域に発生加工場あり
	置賜地域	最上川水系	白竜湖	H16.6	委員会指示でコイの持ち出し、放流の禁止	
	村山地域	-	長瀬の堀	H16.6	委員会指示でコイの持ち出し、放流の禁止	112尾(6/5~6/14)、15年10月に茨城県産コイを放流
茨城県	霞ヶ浦・北浦	利根川水系	霞ヶ浦・北浦	H15.10	持ち出し、放流自粛	大量死なし
	谷田川区域	利根川水系	牛久沼	H16.5	持ち出し、移動自粛	死亡なし
	五行川区域	利根川水系	五行川	H16.5	持ち出し、移動自粛	不明、下流で発生あり
	区域調整中	利根川水系	砂沼	H16.6	持ち出し、移動自粛	若干
	水海道区域	-	公園の池	H16.6	移動自粛	若干
栃木県	芳賀ブロック	那珂川水系	逆川	H16.2	持ち出し、放流自粛	死亡なし、15年9・10月に霞ヶ浦産コイを放流
	栃木・両毛ブロック	利根川水系	(渡良瀬川水系)巴波川	H16.5	委員会指示でコイの持ち出し禁止	626尾(5/18~6/13)
	芳賀ブロック	利根川水系	五行川	H16.6	委員会指示でコイの持ち出し禁止(予定)	死亡なし
群馬県	西部ブロック	-	農業用調整池	H16.4	全量処分	5尾(4/28)、一般人による感染コイ放流の可能性
	東部ブロック	利根川水系	谷田川及び導水路	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止	626尾(5/19~6/14)、現在は一日0~数尾、15年9月に河川敷の池に霞ヶ浦産コイが放流されている
	東部ブロック	利根川水系	城沼及び鶴生田川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止	1067尾(5/13~6/14)
	吾妻ブロック	利根川水系	温井川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止	9尾(5/18~5/30)、15年10月に霞ヶ浦産コイの放流あり
	東部ブロック	-	利根加用水	H16.5	投棄と判断されるため監視を強化	10尾、一般人による感染死亡コイの投棄
	東部ブロック	利根川水系	多々良沼	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止	177尾(5/30~6/9)、一般人による感染コイ放流の可能性
	西部ブロック	利根川水系	鑄川	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し禁止	33尾(6/4~6/14)
	西部ブロック	利根川水系	粕川	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し禁止	5尾(6/7~6/11)
埼玉県	新座市区域	荒川水系	黒目川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し、持ち込みの禁止	114尾(4/29~6/11)
	さいたま市区域	-	調整池	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し、持ち込みの禁止	5尾(6/7~6/11)
	さいたま市区域	荒川水系	鴨川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し、持ち込みの禁止	208尾(5/15~6/11)
	行田市区域	利根川水系	利根大堰	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し、持ち込みの禁止	数尾(5/29~6/1)、上流の福川からコイ死魚漂着の可能性
	妻沼町区域	利根川水系	福川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し、持ち込みの禁止	221尾(5/20~6/11)、15年10月に霞ヶ浦産コイの放流あり
	加須市区域	-	農業用水路	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し、持ち込みの禁止	1尾(5/22)、利根川から取水
	川越市区域	荒川水系	新河岸川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し、持ち込みの禁止	378尾(5/19~6/11)、下流で既発生
	川越市区域	荒川水系	九十川	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し、持ち込みの禁止	36尾(5/19~6/11)、霞ヶ浦産コイ放流実績あり
	吹上町区域	荒川水系	元荒川	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し、持ち込みの禁止	2尾(6/1)
	加須市区域	-	調整池	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し、持ち込みの禁止	99尾(5/31~6/16)
千葉県	利根川区域	利根川水系	(江戸川水系)坂川	H15.11	持ち出し、放流自粛	57尾(11月~5月)、15年8月に霞ヶ浦産コイの放流あり
	利根川区域	利根川水系	真間川	H16.5	持ち出し、放流自粛	7尾(5/12)
東京都	区部(23区)・市部(市町村)	多摩川水系	多摩川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止、放流、移植の禁止	4,800尾(5/6~5/24)、15年10月に霞ヶ浦産のコイの放流あり
	市部(市町村)	-	野火止用水	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止、放流、移植の禁止	160尾(4/26~5/31)
	区部(23区)	利根川水系	一之江境川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止、放流、移植の禁止	254尾(5/8~5/26)
	区部(23区)	-	本郷用水	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止、放流、移植の禁止	253尾(5/10~5/26)
	区部(23区)	-	公園内水路	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止、放流、移植の禁止	74尾(5/11~5/30)
	区部(23区)	-	小合溜(池)	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止、放流、移植の禁止	251尾(5/9~5/25)
	区部(23区)	-	葛西用水	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止、放流、移植の禁止	199尾(5/13~5/28)
	市部(市町村)	多摩川水系	大栗川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止、放流、移植の禁止	45尾(5/16~5/19)
	市部(市町村)	-	野火止用水	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止、放流、移植の禁止	86尾(5/17~5/31)

都道府県名	発見場所			発見時期 (死亡がない場合は、 確認された)	措置状況	死亡数量、感染経路等 (死亡数量は6月中旬現在)
	区分地域	水系	河川等			
	市部(市町村)	多摩川水系	三沢川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止、放流、移植の禁止	24尾(5/7~6/9)
	市部(市町村)	多摩川水系	湯殿川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止、放流、移植の禁止	149尾(5/19~6/9)
	区部(23区)	多摩川水系	野川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止、放流、移植の禁止	195尾(5/24~6/8)
	区部(23区)	多摩川水系	野川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止、放流、移植の禁止	
	区部(23区)	-	興農親水緑道	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止、放流、移植の禁止	18尾(5/18~5/30)
	区部(23区)	-	鹿骨親水緑道	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止、放流、移植の禁止	49尾(5/13~5/30)
	区部(23区)	-	五反野親水緑道	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し禁止、放流、移植の禁止	33尾(5/26~6/2)
	市部(市町村)	多摩川水系	浅川	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し禁止、放流、移植の禁止	8尾(6/3~6/9)
神奈川県	鶴見川水系	鶴見川水系	鶴見川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止、放流の制限	8,220尾(4/30~6/17)
	引地川水系	引地川水系	蓼川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止、放流の制限	1,263尾(4/30~6/17)
	多摩川水系	多摩川水系	多摩川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止、放流の制限	8,895尾(4/28~6/17)
	境川水系	境川水系	境川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止、放流の制限	2,714尾(5/1~6/17)
	横浜市区	-	菊名池	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止、放流の制限	30尾(5/1~6/17)
	横浜市区	-	山崎公園の池	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止、放流の制限	19尾
	横浜市区	-	もえぎ野公園の池	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止、放流の制限	3尾
	綾瀬市区	-	綾南公園の池	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止、放流の制限	12尾
	金目川水系	金目川水系	座禅川	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し禁止、放流の制限	54尾(5/28~6/17)
	滝の川水系	帷子川水系	帷子川	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し禁止、放流の制限	212尾(6/3~6/17)
	大岡川水系	大岡川水系	大岡川	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し禁止、放流の制限	269尾(6/5~6/17)
	滝の川水系	滝の川水系	滝の川	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し禁止、放流の制限	2尾(6/8~6/17)
	大和市区	-	引地川公園泉の森の池	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し禁止、放流の制限	12尾
福井県	三方五湖水域	早瀬川水系	三方湖	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し他の河川等への放流禁止	985尾(5/25~6/13)
	九頭竜川水系	九頭竜川水系	黒津川	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し他の河川等への放流禁止	九頭竜川水系で、2397尾(5/24~6/14)
	九頭竜川水系	九頭竜川水系	片上川	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し他の河川等への放流禁止	
山梨県	甲府市区	富士川水系	荒川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し、放流禁止	富士川水系で、656尾(5/13~6/14)、15年10月に霞ヶ浦産コいの放流あり
	甲府市区	富士川水系	濁川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し、放流禁止	
	敷島町	-	後沢溜池	H16.5	コいの移動自粛、死亡魚の処分	11尾(5/27~6/14)、一般人による感染コイ放流の可能性
岐阜県	中濃地区	木曾川水系	(飛騨川水系)飛騨川	H15.11	持ち出し、放流自粛	1尾(11/11)
	西濃地区	木曾川水系	(揖斐川水系)杭瀬川	H15.11	持ち出し、放流自粛	6尾(11/19)
	西濃地区	木曾川水系	(揖斐川水系)杭瀬川	H15.6	持ち出し、放流自粛	2尾(6/2)
	西濃地区	-	農業用排水路	H16.4	死亡魚処分	7尾(4/26)
	岐阜地区	木曾川水系	(長良川水系)境川	H16.5	コいの移動自粛、死亡魚の処分	若干(5/7頃)
	西濃地区	木曾川水系	(揖斐川水系)五上市川	H16.5	コいの移動自粛、死亡魚の処分	20尾(5/7~5/24)
	西濃地区	-	野池	H16.5	コいの移動自粛、死亡魚の処分	3尾(5/8~5/11)
	岐阜地区	-	農業用ため池	H16.5	コいの移動自粛、死亡魚の処分	397尾(5/12~6/12)
	西濃地区	-	養老町の農業用排水路	H16.5	コいの移動自粛、死亡魚の処分	10尾(5/17、5/30)
	西濃地区	-	大垣市の農業用排水路	H16.5	コいの移動自粛、死亡魚の処分	5尾(5/16)
	西濃地区	-	農業用ため池	H16.5	コいの移動自粛、死亡魚の処分	8尾(5/20)
	西濃地区	木曾川水系	(揖斐川水系)大樽川	H16.5	コいの移動自粛、死亡魚の処分	50尾(5/16~5/21)
	岐阜地区	木曾川水系	(長良川水系)新荒田川	H16.5	コいの移動自粛、死亡魚の処分	1尾(5/24)、一般人による感染死亡コいの投棄(ビニール袋入り)
	西濃地区	木曾川水系	(揖斐川水系)津屋川	H16.5	コいの移動自粛、死亡魚の処分	十数尾(5/21~5/23)
	岐阜地区	木曾川水系	(長良川水系)新荒田川	H16.5	コいの移動自粛、死亡魚の処分	1尾(5/25)、一般人による感染死亡コいの投棄の可能性
	岐阜地区	木曾川水系	(長良川水系)犀川	H16.5	コいの移動自粛、死亡魚の処分	1尾(5/26)
	西濃地区	木曾川水系	(揖斐川水系)水門川	H16.5	コいの移動自粛、死亡魚の処分	5尾(5/25~5/30)
	岐阜地区	木曾川水系	(長良川水系)新堀川	H16.5	コいの移動自粛、死亡魚の処分	8尾(5/26)
	西濃地区	木曾川水系	(長良川水系)長良川	H16.5	コいの移動自粛、死亡魚の処分	8尾(5/27)、上流で既発生
	西濃地区	木曾川水系	(揖斐川水系)揖斐川	H16.5	コいの移動自粛、死亡魚の処分	6尾(5/27)、上流で既発生

都道府県名	発見場所			発見時期 (死亡がない場合は、 確認された)	措置状況	死亡数量、感染経路等 (死亡数量は6月中旬現在)
	区分地域	水系	河川等			
	西濃地区区域	-	大垣市の用水路	H16.5	コイの移動自粛、死亡魚の処分	2尾(5/28・6/2)
	西濃地区区域	-	大垣市の農業用排水路	H16.5	コイの移動自粛、死亡魚の処分	1尾(5/30)
	西濃地区区域	-	公園内水路	H16.6	コイの移動自粛、死亡魚の処分	9尾(5/23～5/29)
	岐阜地区区域	木曾川水系	(長良川水系)天王川	H16.6	コイの移動自粛、死亡魚の処分	20尾(6/2頃)
	岐阜地区区域	木曾川水系	(長良川水系)新境川	H16.6	コイの移動自粛、死亡魚の処分	41尾(6/4～6/16)
	岐阜地区区域	木曾川水系	(長良川水系)伊自良川	H16.6	コイの移動自粛、死亡魚の処分	4尾(6/4)
	岐阜地区区域	木曾川水系	(長良川水系)天神川	H16.6	コイの移動自粛、死亡魚の処分	2尾(6/4)
	岐阜地区区域	木曾川水系	(長良川水系)正木川	H16.6	コイの移動自粛、死亡魚の処分	3尾(6/4)
愛知県	県西部	-	浅水川	H15.11	委員会指示でこいの持ち出し禁止	6尾(11/19)、一般人による感染コイ放流の可能性
	県西部	庄内川水系	堀川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止	20尾(5/14～5/20)一般人による感染コイ放流の可能性
	県西部	-	鷹ヶ池	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止	数十尾(5/18～6/9)一般人による感染コイ放流の可能性
	県西部	-	荒子川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止	26尾(5/25～5/28)一般人による感染コイ放流の可能性
	県西部	庄内川水系	矢田川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止	8尾(5/27)一般人による感染コイ放流の可能性
	県西部	山崎川水系	山崎川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止	10尾、一般人による感染コイ放流の可能性
	県西部	庄内川水系	香流川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止	27尾(5/27～5/29)一般人による感染コイ放流の可能性
	県西部	-	飛島村の農業用排水路	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止	13尾(5/31～6/3)
三重県	津地方県民局管内	木曾川水系	(長良川水系)長良川	H16.5	委員会指示で持ち出し、放流の制限	171尾(5/26～6/11)、5/31～漸次減少、上流から死亡魚流入
	津地方県民局管内	木曾川水系	(揖斐川水系)揖斐川	H16.5	委員会指示で持ち出し、放流の制限	241尾(5/27～6/11)、5/31から漸次減少、上流から死亡魚流入
	津地方県民局管内	-	木曾岬の排水路	H16.5	死亡魚処分	若干
	津地方県民局管内	鈴鹿川水系	内部川	H16.6	持ち出し、放流自粛(委員会指示を検討)	12尾(6/3・6/9)
	津地方県民局管内	淀川水系	木津川	H16.6	持ち出し、放流自粛(委員会指示を検討)	4尾(6/4・6・10)
	津地方県民局管内	雲出川水系	雲出川	H16.6	持ち出し、放流自粛(委員会指示を検討)	85尾
滋賀県	近江南部区域	淀川水系	瀬田川(5) 11)	H15.11	死亡魚回収、処分 委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	若干
	近江南部区域	淀川水系	瀬田川	H16.4	死亡魚回収、処分 委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	10,777尾、11)と同一水系で発生
	湖北、近江東部、近江南東部、近江西部区域	淀川水系	琵琶湖北湖	H16.4	死亡魚回収、処分 委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	18,492尾、11)と同一水系で発生
	近江南部区域	淀川水系	琵琶湖南湖	H16.4	死亡魚回収、処分 委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	39,325尾、11)と同一水系で発生
	近江東部区域	淀川水系	通称彦根旧港湾	H16.4	死亡魚回収、処分 委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	453尾、11)と同一水系で発生
	近江南東部区域	淀川水系	西の湖	H16.4	死亡魚回収、処分 委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	5,223尾、11)と同一水系で発生
	近江東部区域	淀川水系	伊庭内湖	H16.5	死亡魚回収、処分 委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	2,656尾(その他含む)、11)と同一水系で発生
	近江南部区域	-	水路	H15.11	死亡魚回収、処分	若干
	近江南部区域	-	水路	H16.5	死亡魚回収、処分	若干
	近江南東部区域	-	水路	H16.5	死亡魚回収、処分	若干
京都府	京都市区域	淀川水系	桂川	H15.11	委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	若干、上流河川で既発生
	八幡市区域	淀川水系	大谷川	H15.11	委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	若干、一般人による感染死亡コイの投棄の可能性
	宇治市区域	淀川水系	宇治川	H15.11	委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	若干、上流河川で既発生
	宇治市区域	淀川水系	宇治川	H16.4	委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	1200尾(天ヶ瀬ダム)、上流河川で既発生
	福知山市区域	由良川水系	土師川	H15.12	委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	29尾(12/15)、一般人による感染死亡コイの投棄
	京都市区域	淀川水系	白川	H16.5	持ち出し、放流自粛	若干、琵琶湖疏水の流入あり
	京都市区域	淀川水系	古川	H16.5	持ち出し、放流自粛	22尾(5/23)、一般人による感染死亡コイの投棄の可能性
	京都市区域	淀川水系	山科川	H16.5	持ち出し、放流自粛	若干、琵琶湖疏水の流入あり
	長岡京市区域	淀川水系	小畑川	H16.6	持ち出し、放流自粛	6尾(6/7)、一般人による感染死亡コイの投棄の可能性
	大阪府	大阪府北部区域	淀川水系	淀川	H15.10	委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止
大阪府北部区域		淀川水系	正雀川	H15.11	委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	50尾(11/9～11/12)
大阪府北部区域		-	野川水路	H16.5	死亡魚処分	50尾(5/10)、淀川と接続
大阪府中部区域		淀川水系	住吉川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	20尾(5/18)
大阪府北部区域		淀川水系	天野川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	6尾(5/24)、淀川と接続

都道府県名	発見場所			発見時期 (死亡がない場合は、 確認された)	措置状況	死亡数量、感染経路等 (死亡数量は6月中旬現在)
	区分地域	水系	河川等			
	大阪府北部区域	-	深野池	H16.5	持ち出し、放流自粛	5尾(5/27)、一般人による投棄の可能性
	大阪府北部区域	淀川水系	女瀬川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	2尾(5/28)、淀川と接続
	大阪府北部区域	淀川水系	安威川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	49尾(5/27～5/31)
	大阪府北部区域	-	芦田ヶ池	H16.6	持ち出し、放流自粛	15尾(6/1)
兵庫県	加古川水系区域	加古川水系	加古川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し、放流禁止	98尾(5/21～6/7)
	武庫川水系区域	-	津門川	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し、放流禁止	6尾(6/4～6/7)
和歌山県	海草・那賀・伊都地区区域	紀ノ川水系	紀ノ川	H16.6	委員会指示で持ち出しの禁止、放流制限	116尾(6/1～6/11)
	海草・那賀・伊都地区区域	紀ノ川水系	丸太川	H16.6	委員会指示で持ち出しの禁止、放流制限	
岡山県	吉井川北部区域	吉井川水系	宮川	H15.5	持ち出し、放流自粛	約250尾(15/5/23～15/6/13)
	児島湖水系区域	-	児島湖	H15.6	持ち出し、放流自粛	約7000尾(15/6/上旬～下旬)
	高梁川南部区域	高梁川水系	小田川	H15.10	持ち出し、放流自粛	数百尾(15/10/29～11/1)
	高梁川南部区域	高梁川水系	小田川	H16.4	持ち出し、放流自粛	なし、同一水系で昨年発生
	高梁川南部区域	高梁川水系	小田川及びその支流の稲木川	H16.6	持ち出し、放流自粛	約200尾(6/7～6/10)、同一水系で昨年発生
	高梁川北部区域	高梁川水系	高梁川	H16.6	持ち出し、放流自粛	6尾(6/13～6/15)
	高梁川南部区域	高梁川水系	美山川	H16.6	持ち出し、放流自粛	2尾(6/14)
福岡県	久留米市区域	筑後川水系	古川	H16.5	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	筑後川水系及び周辺水路で24トン(5/24～6/14)
	久留米市区域	筑後川水系	上津荒木川	H16.5	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	大川市区域	-	本木室の水路	H16.5	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	久留米市区域	筑後川水系	湯の尻川	H16.5	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	久留米市区域	-	大善寺黒田の水路	H16.5	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	筑後市区域	-	折地の水路	H16.5	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	久留米市区域	-	篠山排水樋管前	H16.5	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	三潁町区域	-	福光の水路	H16.5	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	大木町区域	-	筏溝の水路	H16.5	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	大川市区域	-	酒見の水路	H16.5	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	久留米市区域	筑後川水系	安武川	H16.5	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	筑後市区域	-	高江の水路	H16.5	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	小郡市区域	筑後川水系	法司川	H16.5	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	大刀洗町区域	筑後川水系	大刀洗川	H16.5	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	柳川市区域	-	吉原の水路	H16.5	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	柳川市区域	筑後川水系	沖端川	H16.5	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	柳川市区域	-	金納の水路	H16.5	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	三橋町区域	-	柳河の水路	H16.6	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	久留米市区域	筑後川水系	下弓削川	H16.6	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	瀬高町区域	矢部川水系	大根川	H16.6	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	高田町区域	筑後川水系	楠田川	H16.6	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	大和町区域	-	皿垣開の水路	H16.6	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
杷木町区域	筑後川水系	分水路	H16.6	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限		
大牟田市区域	堂面川水系	手鎌野間川	H16.6	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限		
八女市区域	矢部川水系	豊福川	H16.6	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限		
甘木市区域	筑後川水系	桂川	H16.6	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限		
	佐賀地区区域	-	神埼町の水路	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止、県内外からの放流原則禁止	
	佐賀地区区域	-	上峰町の水路	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止、県内外からの放流原則禁止	
	佐賀地区区域	-	佐賀市内の水路	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止、県内外からの放流原則禁止	
	佐賀地区区域	-	佐賀市内の水路	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止、県内外からの放流原則禁止	
	佐賀地区区域	-	緒富町の水路	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止、県内外からの放流原則禁止	
	佐賀地区区域	筑後川水系	通瀬川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止、県内外からの放流原則禁止	

都道府県名	発見場所			発見時期 (死亡がない場合は、 確認された)	措置状況	死亡数量、感染経路等 (死亡数量は6月中旬現在)
	区分地域	水系	河川等			
佐賀県	鳥栖地区区域	筑後川水系	沼川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止、県内外からの放流原則禁止	19,070尾(5/10～6/14)
	鳥栖地区区域	筑後川水系	佐賀江川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止、県内外からの放流原則禁止	
	佐賀地区区域	筑後川水系	中地江川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止、県内外からの放流原則禁止	
	佐賀地区区域	-	東与賀町の水路	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し禁止、県内外からの放流原則禁止	
	佐賀地区区域	-	川副町の水路	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し禁止、県内外からの放流原則禁止	
	佐賀地区区域	-	大和町の水路	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し禁止、県内外からの放流原則禁止	
	佐賀地区区域	嘉瀬川水系	嘉瀬川大堰	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し禁止、県内外からの放流原則禁止	
	佐賀地区区域	嘉瀬川水系	東平川	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し禁止、県内外からの放流原則禁止	
	佐賀地区区域	六角川水系	牛津川	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し禁止、県内外からの放流原則禁止	
熊本県	人吉市・球磨郡区域	球磨川水系	瀬戸石ダム	H16.6	委員会指示で他の水域へのコいの放流禁止	球磨川水系で数十尾(6/2～6/16)
	人吉市・球磨郡区域	球磨川水系	球磨川	H16.6	委員会指示で他の水域へのコいの放流禁止	
	八代市・八代郡区域	球磨川水系	球磨川	H16.6	委員会指示で他の水域へのコいの放流禁止	
	熊本市区域	-	除川	H16.6	委員会指示で他の水域へのコいの放流禁止	30尾以上(6/9～6/16)
	熊本市区域	緑川水系	無田川	H16.6	委員会指示で他の水域へのコいの放流禁止	40尾(6/11～6/16)
	八代市・八代郡区域	-	水無川	H16.6	委員会指示で他の水域へのコいの放流禁止	若干(6/10～6/16)
	熊本市区域	坪井川水系	坪井川	H16.6	委員会指示で他の水域へのコいの放流禁止	若干(6/14～6/18)
大分県	湯布院地区区域	大分川水系	斧川ダム	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	338尾(5/28～6/21)
	日田・玖珠地区区域	筑後川水系	松原ダム	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	12尾(6/1～6/21)
	中津地区区域	山国川水系	山国川	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	34尾(6/8～6/21)
宮崎県	佐土原町区域	一ツ瀬川水系	一ツ瀬川	H15.11	委員会指示でこいの移植を禁止	93尾(2月～5月)、発生養殖場に隣接
	綾町区域	大淀川水系	本庄川	H15.12	委員会指示でこいの移植を禁止	流域に発生養殖場あり
	綾町区域	大淀川水系	(辻の堂川水系)熊迫川	H15.12	委員会指示でこいの移植を禁止	発生養殖場に隣接
	都城市区域	大淀川水系	大淀川	H16.5	委員会指示でこいの移植を禁止	大淀川水系で4,024尾(4月～)
	門川町区域	五十鈴川水系	五十鈴川	H16.5	持ち出し、放流自粛	5尾(5/25～31)、15年10月発生養殖場のコイ稚魚放流あり
	えびの市区域	川内川水系	池島川	H16.6	持ち出し、放流自粛	10尾(6/10頃)
鹿児島県	大隈区域	肝属川水系	肝属川	H15.11	委員会指示で、こいのその河川及び他の水域へ放流禁止	約340尾(11/14～1/19)、流域に霞ヶ浦産コイ取扱い業者あり
	大隈区域	肝属川水系	名貴川	H16.4	委員会指示で、こいのその河川及び他の水域へ放流禁止	32尾(4/21～5/11)、同一水系で昨年発生
	大隈区域	肝属川水系	高山川	H16.5	委員会指示で、こいのその河川及び他の水域へ放流禁止	6尾(5/7・5/13)、同一水系で昨年発生
	始良・伊佐区域	思川水系	思川	H15.11	委員会指示で、こいのその河川及び他の水域へ放流禁止	1尾(11/20)、流域に霞ヶ浦産取扱い業者あり
	始良・伊佐区域	思川水系	狩川	H16.5	委員会指示で、こいのその河川及び他の水域へ放流禁止	10尾(5/8)、同一水系で昨年発生
	始良・伊佐区域	川内川水系	平出水川	H15.11	持ち出し、放流自粛	死亡なし、3の養殖場から移入したコイを放流
	始良・伊佐区域	川内川水系	羽月川	H16.6	持ち出し、放流自粛(委員会指示を検討予定)	数十尾(6/7～)、同一水系で昨年発生
	南薩区域	万之瀬川水系	万之瀬川	H15.12	持ち出し、放流自粛	3尾(12/4)、流域に霞ヶ浦産取扱い養殖業者あり

KHV病感染コイの発見状況及びまん延防止措置状況(その他)

京都府	京北町区域		溝に放置	H15.11	死亡魚処分	1尾、一般人による感染死亡コイの投棄
	京北町区域		芝生に放置	H15.11	死亡魚処分	1尾、一般人による感染死亡コイの投棄

注：塗りつぶしは平成16年3月16日以降の確認分

今後のまん延防止措置の具体的進め方 (第 6 回検討会)

1 , これまでの感染コイの発見状況及び感染経路調査状況を踏まえて、今後のまん延防止措置の検討に当たって留意すべき事項

(1) 昨年、我が国では初めて K H V 病が確認され、今春以降、水温上昇に伴う K H V の活発化により、K H V 感染コイが相当広範囲に確認されているが、我が国のコイ漁業・養殖業等への影響を最小限にするため、今後とも K H V を可能な限り封じ込めることが必要である。

(2) これまでに K H V について得られている知見と感染経路調査の状況から、K H V 感染コイ発見水域の拡大の主たる原因は K H V に感染したコイの移動によるものであり、このうち連続していない水域への感染拡大は、感染に気づかないまま感染コイを人為的に移動させたことによるものである可能性が高いと考えられ、人為的な感染コイの移動の防止の成否が今後のまん延防止を図る上で極めて重要である。

(3) 養殖場については、K H V 感染コイが発見された場合、持続的養殖生産確保法に基づく養殖コイの処分、施設の消毒等の措置がとられており、これらの措置は他の養殖場への K H V のまん延を防止する上で有効に働いていると評価できるので、今後とも確実なまん延防止措置をとることが重要である。

(4) 天然水域については、K H V 感染コイが発見された場合、養殖場とは異なり、当該水域から感染コイを全て除去することは不可能であることから、他の水域への感染コイの人為的な移動を防止するため、漁業法に基づく委員会指示の活用などにより、当該水域からのコイの持ち出し禁止等の措置がとられており、今後とも一層の徹底が重要である。

2 . 講じるべき措置

(1) 養殖場等については、引き続き、汚染された養殖場等における養殖魚の処分、施設の消毒等再発及びまん延防止のための確実な措置を実施し、未発生の養殖場等においては、罹患魚の早期発見等の対処を実施する必要がある。

(2) 天然水域については、汚染が確認された天然水域又は汚染の可能性の高い天然水域においては、こいの持ち出し禁止等まん延防止のための措

置を講じるとともに、未発生天然水域においては、罹患魚の早期発見等の対処を実施する必要がある。

なお、天然水域においては、既にKHVが相当広範囲に確認されていることに鑑み、これまでにKHVが確認されていない水域においても、KHV感染コイが存在する可能性があることを考慮し、あらかじめ検査を行うとともに、監視体制の強化を図る等確実なまん延防止対策を講じておくことが望ましい。

3. 調査及び監視について

(1) 重点的かつ計画的な調査及び監視の実施について

平成15年11月14日付けコイヘルペスウイルス病まん延防止措置の考え方の別紙2(以下「判断図」という。)に基づき罹患魚の早期発見等により確実なまん延防止措置を講じるため、都道府県ごとに作成された地域区分を活用して、特にKHV汚染の可能性の高い地域を重点に、計画的な調査及び監視を実施することが重要である。

特に、現在はKHVが活発化する水温にある水域が多いことから、全国的にKHV病の発生が多く見られており、当面は引き続き可能な限り綿密な調査及び監視が重要である。

(2) 養殖業者及び釣り人・コイ飼育者等への指導について

今後とも、水産試験場等と養殖業者等との連絡体制を強化し、KHV病の早期発見に努めるほか、平成15年11月14日付けコイヘルペスウイルス病まん延防止措置の考え方の別紙3「こいの取扱いに関して留意すべき事項」に従い、養殖業者等によるKHV病の早期発見、まん延防止措置、及び自衛措置が必要である。

また、天然水域においても、パンフレットを配布すること等により、漁協や釣り人等との連絡体制を強化し、KHV病の早期発見に努めるほか、こいの持ち出し禁止等、まん延防止措置が講じられた場合には、その確実な履行が必要である。

特に、今春以降は、多くの川や湖、公園の池などからKHV感染コイが見つかっており、この感染拡大には、一般の釣り人やコイ飼育者が感染に気づかないまま感染コイを他の水域に持ち出し、放流することが大きな要因として考えられるので、一般の釣り人やコイ飼育者などへの啓発の強化も重要である。

(参考)

コイヘルペスウイルス病のまん延防止措置の考え方

(平成15年11月14日第2回検討会資料)

1. 基本的考え方

今次発生したコイヘルペスウイルス(KHV)病の我が国におけるまん延防止を図るためには、既発生水域において、養殖こいに対し、緊急に確実な対処を図るとともに、全国において天然こいを含め罹患魚の早期発見と的確な対処を図るべきである。

また、異常魚発生調査は、KHVの潜伏期間が水温の低下にともない長期化する可能性にも留意し、継続して実施すべきである。

2. 具体的措置の考え方

(1) 霞ヶ浦・北浦における対応

水域全体が汚染されているおそれがあるので、養殖こいの移動禁止又は出荷自粛を継続し、国(独法)及び県が協力して早急に全域の調査を行い、所要のまん延防止措置が必要である。

(2) 岡山県の発生水域における対応

発生養殖場からの養殖こいの移動・販売中止を継続し、国(独法)及び県が協力して早急に発生水域全域の調査を行い、所要のまん延防止措置が必要である。

(3) それ以外の水域における対応

別紙1に従い発生水域のこい及び既発生水域との接点の有無、KHV病の症状や死亡の有無等について、養殖業者、漁協等への聞き取り調査を実施し、汚染の可能性の程度を基準に水域を分類し、汚染の可能性の高い水域から順次調査を行う。調査・措置に際しては、別紙2の判断図に従い実施するべきである。

調査の結果PCR陰性であっても、汚染の可能性の高い水域については、ひきつづき監視するべきである。

また、水産試験場等と養殖業者等の連絡体制を強化し疾病の早期発見に努める他、別紙3の「こいの取扱いに関して留意すべき事項」に従い、養殖業者等による疾病の早期発見、まん延防止措置、及び自衛措置が必要である。

別紙 1

地域区分及び水域の汚染の可能性の分類方法

1. 地域区分

原則として、市町村境、水系等によって区分する。

2. 汚染の可能性の程度による分類

(1) 養殖場等の分布調査

地域内の食用こい養殖業者、錦鯉生産者、釣堀業者の位置等及びこい放流河川湖沼を把握する。

(2) 養殖業者等への聞き取り調査

地域内の業者等の既発生水域との接点の有無、KHV病の症状や死亡の有無等を調査する。

(3) 汚染の可能性の程度のカテゴリ

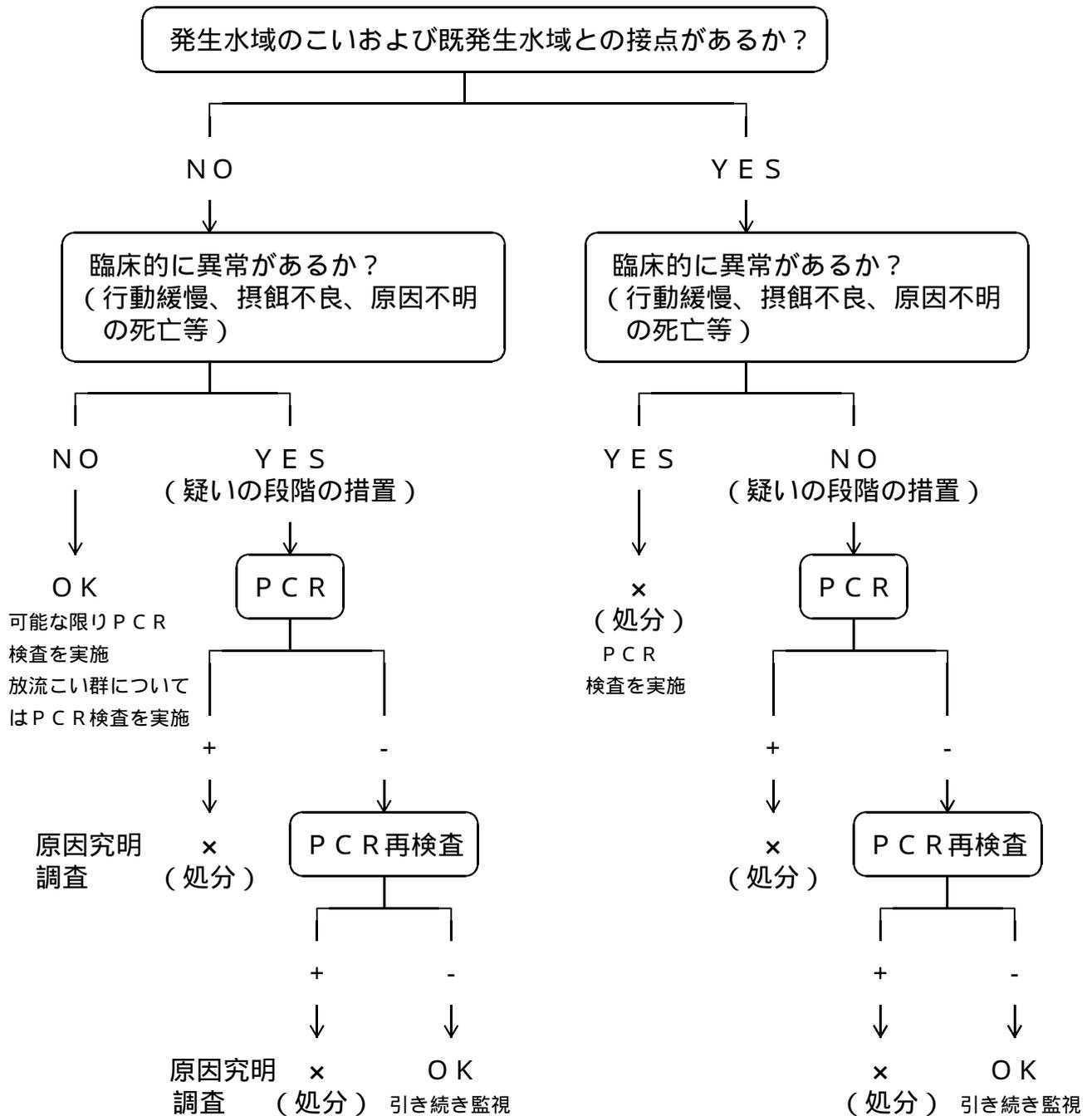
A) 地域内で確定診断でKHV病の発生が確認されている。

B) 地域内でKHV病が疑われる個体(症状を示す病魚やへい死魚)が認められている。

C) 地域内でKHV病が疑われる個体は発生していないことを聞き取り調査等により確認している。

D) 地域内でKHV病が疑われる個体の発生については、調査を実施しておらず不明である。

別紙2 判断図



【疑いの段階の措置】

- 可能な限り排水流出防止
- 生残魚に関しては、活魚・生鮮魚の出荷自粛(死亡魚が多い場合は、可能な限り処分)
- 死亡魚に関しては、直ちに処分(焼却、埋却等)
- 天然水域については、持ち出し・持ち込みの自粛

【x：処分】

- 養殖こいについては、直ちに焼却、埋却等
- 発生養殖施設・排水の消毒等
- 天然水域については、サンプリングによるPCR検査を実施し、必要に応じてこいの持ち出し・持ち込みを禁止

別紙 3

こいの取扱いに関して留意すべき事項

1. 養殖場等

(1) KHV病未発生の養殖場等

導入する種苗が汚染水域由来でないことの確認。

導入する種苗が、汚染水域由来のこいとの接点がないことの確認。

こいに大量死亡等異常が見られた場合には、出荷・持ち出しを見合わせるとともに、各都道府県の水産試験場等に連絡すること。

養殖施設内への立入り及び用水に関する十分な注意。

(2) KHV病既発生の養殖場等

養魚施設や運搬車両等のウイルス不活化のための消毒等の確実な実施。

その他、未発生の養殖場等に準ずる。

2. 天然水域

(1) 放流について

放流用のこい群が汚染水域由来でないこと、かつ、PCR検査で陰性が確認されたものであることの確認。

放流用こい群が汚染水域由来のこいと接点がないことの確認。

(2) 漁業者・遊漁者等による採捕について

汚染水域において採捕したこいを他の水域へ持ち出さないこと。

平成16年度先端技術を活用した農林水産研究高度化事業研究計画書

コイヘルペスウイルス病の診断・防除技術の開発

研究期間：2004年度～2006年度（3年間）（2004年度予算：6,250万円）

中核機関・研究総括者：水産総合研究センター養殖研究所 三輪理

共同機関：東南アジア漁業開発センター
(SEAFDEC)

北海道大学大学院

東京海洋大学

日本獣医畜産大学

株式会社栄研化学

株式会社共立製薬

1. 研究目的

本研究では

1. 病理学および疫学的検討
2. 新たな診断・検出法の開発
3. 防疫対策技術の開発

を行う。本研究で新たに開発された技術は、県の水産試験場などが参画するコイヘルペスウイルス病研究会等を通し現場とのフィードバックを密にして速やかに普及を図り、迅速・確実にウイルス保有魚を診断し、適切な防疫措置が可能となるようにすることを目標とする。

2. 研究内容

1. 病理学および疫学的検討

(1) 病理組織学的検討

コイヘルペスウイルス病の病理発生過程はほとんど明らかになっていない。本課題ではウイルスがコイのどこから感染してどのように発症し、病勢が進行していくのかを主として病理組織学的手法を用いて明らかにする。必要に応じて酵素抗体法あるいは *in situ hybridization* 法を用いて魚体内のウイルス増殖部位を明らかにする。最終的には本疾病に罹患したコイの直接的な死因を解明することを目指す。

(2) 魚体内ウイルスの動態とキャリアーの可能性の検討

コイをKHVに実験的に感染させた後、種々の水温下で飼育して経時的に実験魚を取り上げ、PCR法により各臓器からウイルス検出を行い、感染初期から死亡、回復に至るまでのウイルスの魚体内動態を分析する。1. (1)の病理学的検討課題と連携して実施し、得られた結果から接種ウイルス量、水温と魚体内ウイルス動態及びコイの病態の関係を検討する。また、感染実験の生残魚を長期に飼育し、これらの魚がウイルスのキャリアーになりウイルスの感染源となる可能性について検討する。

(3) 他魚種のKHVに対する感受性及び垂直感染の可能性の検討

わが国においてコイと同所的に存在するコイ以外の魚種がKHVのキャリアーとなるかは不明である。そこで、コイ以外の魚種をKHVに暴露し、発症するか否か、発症しないとしても体内でKHVの増殖を起こすか否か、さらに健康なコイに対する感染源となり得るかを魚種ごとに明らかにする。加えて、親魚から稚魚への垂直感染の可能性について検討する。

(4) ウイルスの特性解明

わが国で分離されたウイルス株の遺伝的特性その他の特性を比較し、ウイルスの分子遺伝学的系統を明らかにすることによってわが国へのKHVの侵入ルートや伝播過程を明らかにするとともに、よりよい分離培養法を確立す

る。

(5) アジア由来KHV株の特性比較

アジア地域におけるKHVは2002年にインドネシアで発生したのが公式的には初発であり、台湾でも発生している。しかし、いまだに日本以外ではウイルスの分離に成功しておらず、まずこれらの国のKHV株の分離培養を試み、できるだけ多数の株を収集して分子遺伝学的に比較し、アジア地域での感染拡大経路を推定する。

2. 新たな診断・検出法の開発

(1) PCR法の改良

現在我が国でコイヘルペスウイルス病の診断に用いられているPCR法を検証・改良するとともに、ゲノムの遺伝子配列情報を基に新たなプライマー及びnestedプライマーの開発を検討し、より再現性良く感度の高い方法を開発する。また、特に感染死亡終息後においてKHVの診断に最適な魚体部位及びアルコール固定などの採材試料の処理法を検討する。

(2) 迅速診断法の開発

LAMP法 (Loop-mediated isothermal amplification) 法によるKHVの検出方法を開発する。本法はPCRとは異なり、1ステップ・一定温度15-60分で目的とする核酸の検出が可能であり、したがってサーマルサイクラーなしでも恒温装置があれば診断できる。また、増幅産物の検出に電気泳動を必要とせず、さらに感度はnested PCRに匹敵あるいはそれ以上ともいわれ、迅速診断に適している。

(3) その他の検出法の開発

PCR法もLAMP法も、目的とするごくわずかな核酸をネズミ算式に増幅して検出しようとする方法である。したがって鋭敏ではあるが常にコンタミネーションによる擬陽性の問題から逃れられない。そこで感度は落ちるが発症魚を確実に診断する為に、抗体を用いた診断法を開発する。また、コイの抗KHV抗体の検出による病歴の判定法、さらに組織切片上でのKHV遺伝子の検出法を開発する。

3. 防疫対策技術の開発

(1) 殺ウイルス法・消毒法の開発

市販の種々の消毒剤や物理的処理に対するKHVの感受性をまず*in vitro*で観察し、さらに現場における養殖資材の効率的な消毒方法、河川水などの飼育用水・排水の殺ウイルス法を開発する。

(2) ワクチンの開発

ウイルス病の予防には一般的にワクチンが最も有効であることから実用化に向けたワクチン技術の開発を行う。まずウイルスの大量培養と不活化法を検討し、さらにアジュバントの可能性も含めた投与法の検討および攻撃試験による有効性の検討を行ないワクチネーションの技術開発を進める。

(3) 治療法の開発

ウイルス病には一般的には人為的な治療法は無いが、本疾病は発症温度帯に限られる為、飼育水温を上昇させることで治療が可能か否かを検討する。さらに、「治療」後のウイルス保有期間、成熟等のストレスによるウイルスの再活性化など、防除対策確立の基礎的事項を検討する。また、ヒトのヘルペスウイルスでは特効薬が知られているが、現在入手可能な化学物質でKHVに効果的な抗ウイルス剤があるか否かを検討する。

3. 年次計画

研究項目	2004年度	2005年度	2006年度
1. 病理学及び疫学的検討	(1) 病理組織学的検討	(2) 魚体内ウイルスの動態と	
キャリアーの可能性	(3) 他魚種のKHVに対する感受性及び垂直感染の可能性		
(4) ウイルスの特性解明	(5) アジア由来KHVの特性比較	2. 2. 新たな診断・検出法の開発	(3) その他の検出法の開発
	(1) PCR法の改良	(2) 迅速診断法の開発	
	3. 防疫対策技術の開発	(1) 殺ウイルス法・消毒法の開発	

(2) ワクチンの開発 (3) 治療法の開発

所要経費 (合計)	62,500千円
-----------	----------

平成16年度第1回コイヘルペスウイルス病研究会概要

場 所：独立行政法人水産総合研究センター養殖研究所玉城分室大会議室

日 時：平成16年6月16日（水）13:00～16:30

出席者：24都府県水産研究機関、日本水産資源保護協会、水産総合研究センター（本郡、養殖研究所）

内 容：

- (1) 研究会の目的
本研究会では、当面、これ以上のKHV病のまん延を阻止し、被害を軽減するための調査・研究をすることを目的とする。
- (2) 発生状況の報告
養殖研究所病害防除部魚病診断・研修センターより、確定診断が依頼されたときに提供された情報をもとにまとめた発生状況について報告された。
- (3) 高度化事業の説明
資料に基づき、研究統括者より研究内容について説明された。
- (4) 今後の試験の関する討議
 - ・ 病勢鑑定指針・ 針（PCR法）の改定に関して
現在、KHV病病性鑑定指針に示されている初動診断法のPCR検査においては、これまでに、プライマー（KHV Sph I-5 R）にミスマッチがあること、反応時間が長いこと、非特異的増幅産物が生じることなどの問題があることが判明している。
そこで、これらの問題点を解決するため、改良Sph・PCR反応プログラムを作成したことから、その反応性について検証する。この検証は10機関によりおこない、病勢鑑定指針改訂の提案をすることとした。
 - ・ LAMP法の検討
高度化事業の「2. 新たな診断・検出法の開発（2）迅速診断法の開発」において開発予定のLAMP法の応用について、従来のPCR法との比較を含め、その実用性を検証する。後日、LAMP法の研修会を開催し、希望する機関において実施する予定。
 - ・ 伝播経路調査
まん延防止に繋がる何らかの手がかりを掴むため、推定を含んだ伝播経路を調査する。差し当たっては、これまでの発生事例についてアンケート形式でデータを収集することとする。
 - ・ 発生池の消毒事例あるいは発生池から病魚を除去した後の発症の有無
これまで、KHV病が発生した養殖場等でおこなってきた消毒の方法等、その結果を調査し、今後の消毒等の参考とする。また、発生池・河川のその後のKHV病発生状況等について調査する。
情報として、キンギョのヘルペスウイルス病に対する消毒事例が紹介された。
- (5) その他
 - ・ 原則、この研究会資料は公開する。
 - ・ 新しい場所でKHV病が発生した場合には、できる限り、その場所の水温、コイの生息状況、死亡しているコイの種類（マゴイまたはニシキゴイ）と数、体長を記録することとした。
 - ・ 次回の研究会は、水温が低下している時期（KHV病の発生がない時期）に開催することとする。

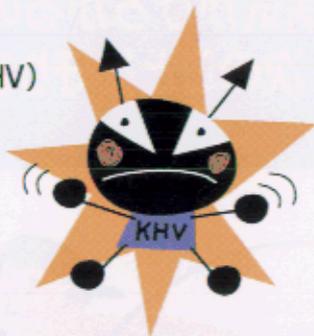
コイヘルペスウイルス全ゲノム解析

東京海洋大学（青木宙教授ら）、奈良先端大学院大学（黒川顕助教授ら）およびカリフォルニア大学デービス校（Ronald P. Hedrick 教授）の研究グループは日本およびアメリカで分離されたコイヘルペスウイルス（KHV）の全ゲノム構造を明らかにした。日本で分離された KHV（KHV-J）およびアメリカで分離された KHV（KHV-A）のゲノムはそれぞれ 295,042bp および 294,764bp であった。KHV-J と KHV-A のゲノムの両端には約 25kb のほぼ同じ配列が存在した。KHV-J と KHV-A の全塩基配列における同一性は約 99% であり、158 か所の SNP と 64 か所のギャップが存在した。KHV-J と KHV-A はそれぞれ 182 個と 181 個のタンパク質翻訳領域をコードしており、これらタンパク質翻訳領域の 179 個は同じタンパク質をコードしていた。コードされているタンパク質のアミノ酸数は 52 から 3,966 個であった。KHV ゲノムにコードされているタンパク質翻訳領域のアミノ酸配列を DNA データバンクに登録されている既知のタンパク質との相同性を検索したところ、179 個のタンパク質翻訳領域のうち 36 個が相同性を示した。相同性を示したタンパク質は宿主の免疫システムの働きを抑制すると考えられるサイトカインやそれらのレセプターであった。また、相同性を示した遺伝子の多くは既知のヘルペスウイルスゲノムにコードされているものであったが、配列の同一性は約 30% 前後と低く、KHV が従来のヘルペスウイルスとは分類学的に異なる可能性が示唆された。

コイヘルペスウイルス病とは

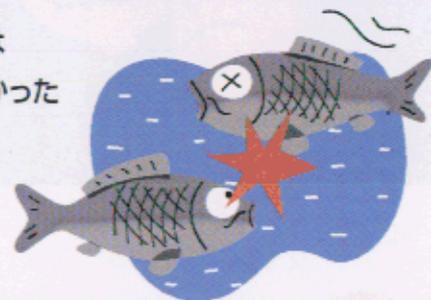
Q1 原因（病原体）はなんですか

病気の原因は
コイヘルペスウイルス (KHV)
と呼ばれるウイルスです。



Q4 どのようにして感染しますか

原因ウイルスは
この病気にかかった
コイから
ほかのコイに
感染して
いきます。



Q2 どんな魚がかかりますか

この病気にかかる魚は
コイ（マゴイとニシキゴイ）
です。



Q5 最も発病しやすい水温は何度ですか

この病気は水温が18℃くらいから
25℃くらいまでのときに
最も発病しやすく
なります。



Q3 どのような症状がでますか

感染しただけでは症状は
現れませんが、発病
すると目立った症状は
少ないが、動きが
にぶく餌を食べなくなり
弱って死んでいきます。



Q6 人にも感染しますか

このウイルスは人に感染することはありません。
仮に感染したコイを食べても人に影響は
ありません。

